# 103-322

## 問題文

薬局に関する情報の報告について、誤っているのはどれか。1つ選べ。

- 1. 薬局開設者は、薬局において、書面などの方法により報告した事項を閲覧できるようにする。
- 2. 薬局開設者は、報告した事項について変更が生じたときは、速やかに都道府県知事に報告する。
- 3. 報告された事項は、個人情報保護の観点から都道府県知事は公表しない。
- 4. 報告する事項には、認定薬剤師の種類及び人数が含まれる。
- 5. 報告する事項には、地域医療連携体制が含まれる。

## 解答

問322:5問323:3

## 解説

#### 問322

日本薬剤師会によれば 「かかりつけ薬剤師は、 あなたが現在使用している 処方薬や市 販薬などの情報を把握し、 薬の飲み残しや重複、副作用などがないか 1 つの薬局で継続的にチェックします。

また、患者さんの自宅に訪問して 健康や薬の相談にのったり、 薬局が開いていない時間帯も ご相談いただける体制を整えています。 いつでも気軽に相談でき、信頼できる地域に密着した薬局・薬剤師が 「かかりつけ」です。」とあります。

「いつでも」 なので、 休日を「除いて」ではありません。 従って、適切でない選択 肢は 5 です。 よって、正解は 5 です。

#### 問323

選択肢 1.2.4.5 は、正しい記述です。

いわゆる薬局機能情報提供制度です。 患者が薬局選択を容易にするため 都道府県が薬局情報を 公開する 制度です。 (薬機法 第八条の二)。

「公開する」ので選択肢3は明らかに誤りです。

以上より、問323 の正解は 3 です。